

伊勢湾における港湾相互の広域的な連携に関する基本方針

南海トラフ巨大地震等による大規模・広域災害を想定し、伊勢湾全体として港湾物流機能の早期回復を図るために必要な港湾相互の広域的な連携に関する基本方針を以下のとおり定める。本方針は、伊勢湾内各港（名古屋港、三河港、衣浦港、四日市港及び津松阪港）において、港湾相互が広域的に連携して対処する項目及び考え方を確認し共有することを目的とする。

1. 広域連携体制の構築

- ・ 広域連携体制は、伊勢湾港湾広域防災協議会の構成員が指名する職員から成り、南海トラフ巨大地震等により伊勢湾地域において大規模・広域災害が発生した場合又は発生が見込まれる場合に発動するものとする。
- ・ 広域連携体制は、港湾相互の広域的な連携を図るために必要な協議・調整を行う役割を担うものとし、中部地方整備局が総合調整及び連携の推進役を果たすものとする。

2. 広域連携課題への対応

(1) 優先順位の設定

- ・ 緊急物資輸送のため優先的に確保すべき海上輸送ルートについては、予め想定されたルートを踏まえて、被災地の状況、航路啓開の難易、道路啓開との連携等を総合的に勘案し、広域連携体制において協議・調整して決定するものとする。また、変更する場合も同様とする。

(2) 資機材の調達

- ・ 航路啓開に必要な資機材の調達は、各港湾管理者の要請を中部地方整備局が一元的にとりまとめた上で、災害協定を締結している建設関連団体に依頼するものとする。
- ・ 伊勢湾内で調達可能な資機材を超える要請があった場合は、中部地方整備局が中心となって協議・調整を行うものとする。なお、港湾施設の復旧に必要な資機材についても、必要に応じて調整の対象とする。
- ・ 中部地方整備局が所有する船舶は、緊急確保航路及び開発保全航路の啓開等を優先することとなるが、必要に応じて各港湾内における航路啓開等に対する支援等も行うものとする。

(3) 揚収物の仮置・保管

- ・ 緊急確保航路及び開発保全航路の啓開に伴って発生する揚収物については、中部地方整備局と港湾管理者が協議・調整し、原則として揚収場所に近接する港湾内の陸域において仮置・保管場所を確保するものとする。

(4) 輸送体制の確保

- ・ 緊急物資輸送に係る輸送体制の確保のため、災害に強い物流システムの構築に向けた物流団体及び物流事業者等による取り組みと連携強化を図ることとし、中部運輸局が中心となって情報共有化を行うものとする。

(5) 機能回復情報の発信

- ・ 伊勢湾内各港の岸壁の使用可否、暫定供用、復旧等の機能回復情報、船舶の交通制限等の情報については、各港湾管理者及び各港長等からの発信に加えて、中部地方整備局が伊勢湾全体の情報を集約し第四管区海上保安本部と連名で発信するものとする。

(6) 代替機能の確保

- ・ 通常貨物輸送の機能回復については、各港湾の復旧における考え方を踏まえ、地域産業の被災状況、港湾施設の被害状況、荷主企業の要望等を総合的に勘案し、伊勢湾全体としての港湾物流機能の早期回復に努めるものとする。
- ・ 中部地方整備局は、伊勢湾内各港の機能回復過程において、伊勢湾内港湾相互間の連携又は予め想定された伊勢湾外港湾との連携により代替機能の確保が必要な場合は、関連情報を収集し、関係する港湾管理者を通じて情報提供するものとする。

3. 港湾物流機能に関わる関係者間の情報共有

- ・ 国の機関、港湾管理者及び港湾関係事業者等の関係者が協働体制を構築し、港湾物流機能の回復に的確に取り組むため、中部地方整備局は関係者間の情報共有を積極的に図るとともに、情報集約等により情報共有の円滑化を推進するものとする。

以上